

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

## 理 由

### 第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成25年11月14日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「開示請求者が〇〇〇〇〇〇を食して口内激痛の被害を受け、その詳細を文書で八幡西保健所に提出した。

- (1) 開示請求者が提出した文書を誰が受け付けて、誰々が協議してどのような文書で調査依頼をしたのか。
- (2) どのような方法で誰がどこに調査依頼したのか。
- (3) 調査依頼を受けたところが、製造業者にどのような調査をしたのか。
- (4) 調査を受けた製造業者が、どのような回答をどこにしたのか。
- (5) 業者の回答を受けたところが、八幡西保健所にどのような回答をしたのか。

以上に係る一切の文書資料、図面写真を含む。

- (6) 通常、文書で回答しない、口頭による答えをしていますと言われたが、文書で回答できない根拠は何か。それがわかる一切の文書資料。

追加

八幡西保健所に〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇に係る詳細な被害文書を持参し八幡西保健所が受理して以来今日に至るまでに作成された本件に係る一切の文書資料。ただし、文書館受付番号平成25年11月14日第575号により請求したものは除く。」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成25年11月26日付け北九保セ保西第228号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成25年12月20日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成26年2月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 不開示部分が多くあり、何をどう変えたのか理解し難く、届出者への説明責任を果たしたとは言えない。
- (2) 写真等が不開示ならば、事業者に、従来と今後の違いが分かる絵図や文書による回答を求めて、届出者に分かり易く説明しなければ説明責任を果たしたと言えない。例えば、従来は1秒間に10袋検査だったが、今後は1秒間に2袋検査に変えたとか、従来は積み重ねて検査したが、今後は積み重ねずに検査する等である。
- (3) 届出者は、歯が折れたか顎の骨にひびが入ったかと思う大きな衝撃を受け、大変痛かったことを保健所に告げ、同様の被災が起きないように製造業者への対応を求めたが、開示された文書には、製造業者からの謝罪はなかった。理由は、保健所が立入調査依頼をした文書中に届出者の精神的苦痛の記述がなかったからである。製造業者が自らの謝罪の言葉を発せられ

る策を講じ、届出者を安心させられるように、保健所へ改善することを求める。

(4) 保健所は、加害者企業に詫びさせるようなことはできない、との考えは、非常識であると言わざるを得ない。そのようなことでは、行政が市民住民の権利利益を保護することにならないからである。

(5) 開示請求の請求項目の(6)に対する行政文書の不存在について、文書は、間違いが起こらなくするために、とか、間違いを起こさなくするために、とか等には、必要不可欠なもので、後に「言った。言わなかった。」とか、「聞いた。聞かなかった。」とか等によるトラブルをなくするには必要である。にもかかわらず、文書で回答しないのは、何故か。

### 第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

#### 1 条例第7条第1号該当性について

異議申立てに係る対象行政文書中「違反食品等の発見について」における届出者自宅の住所・氏名、「譲渡書」における住所・氏名・携帯電話番号、「届出者作成文書」における住所・氏名・電話番号・携帯電話番号、「軟X線検査記録」における担当者・記録者の氏名、「依頼試験等成績書」における申請者の氏名、「調査結果について」における報告先氏名、「異物について(報告)」における宛名氏名、「報告書」における交付先氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものとして不開示としたものである。また、開示請求者本人に関する情報についても特定の個人が識別される情報であるため、不開示とした。

#### 2 条例第7条第2号該当性について

異議申立てに係る対象行政文書中「違反(疑い)食品等報告書」における製造工程及び異物除去の方法・軟X線装置の写真・異物除去の結果の写真並びに「報告書」における製造工程及び異物除去の方法については、法人の技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより当該法人の権

利その他正当な利益を害するおそれがあるものとして不開示としたものである。また、法人の印影についても正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報として不開示とした。

### 3 不存在について

異議申立てに係る開示請求文書中、(6)については、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在とした。

### 4 異議申立人の主張について

異物が混入していたことに対して、異物の特定と製造所での異常の有無について結果を知らせてほしいというものであった。その後、調査結果を報告したところ、製造所からの謝罪がなかったというものである。

しかしながら、保健所の業務としては、原因の究明と再発の防止であるため、混入していた異物の特定、当該製造所の衛生状態（異物除去の方法等）、同一ロット品の製造数及び同様の事例の有無、今後の対策、指導事項等を製造所を管轄する自治体に報告を求めたものである。届出者への謝罪については、行政の保健所が製造所に対して求めるということはないため、当職としては製造所を管轄する自治体及び製造所に対して求めてはいないものである。

以上のことから、本件処分は条例の規定に合致しており、本件異議申立ては理由がないと考える。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

ア 開示請求者が〇〇〇〇〇〇を食して口内激痛の被害を受け、その詳細を文書で八幡西保健所に提出したことに関し、次のものに係る一切の文書資料で、図面写真を含む。

- ・ 開示請求者が提出した文書を誰が受け付けて、誰々が協議してどのよ

うな文書で調査依頼をしたのか。

- ・ どのような方法で誰がどこに調査依頼をしたのか。
- ・ 調査依頼を受けたところが、製造業者にどのような調査をしたのか。
- ・ 調査を受けた製造業者が、どのような回答をどこにしたのか。
- ・ 業者の回答を受けたところが、八幡西保健所にどのような回答をしたのか。

イ 通常、文書で回答しない、口頭による答えをしていますと言われたが、文書で回答できない根拠は何か。それがわかる一切の文書資料。

ウ 八幡西保健所に〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇に係る詳細な被害文書を持参し八幡西保健所が受理して以来今日に至るまでに作成された本件に係る一切の文書資料。

(2) 実施機関は、本件行政文書として、次の文書を特定している。

ア 受付から調査依頼（北九州市保健所西部生活衛生課から北九州市保健福祉局生活衛生課あての調査依頼）に関するもの

- ・ 違反食品等の発見についてと題する報告書
- ・ 異物の写真、パッケージの写真、ゆうパックの送付依頼票控及び領収証書
- ・ 譲渡書
- ・ 届出者作成文書、パッケージの写真及び異物の写真

イ 管轄保健所への調査依頼（北九州市保健福祉局生活衛生課から香川県生活衛生課あての調査依頼）に関するもの

- ・ 違反（疑い）食品等の発見について（調査依頼）と題する依頼書
- ・ 違反食品等の発見についてと題する報告書
- ・ 異物画像①②、異物画像（実体顕微鏡）③④
- ・ パッケージの写真（表面、裏面、商品詳細、賞味期限、固有番号等）

ウ 管轄保健所の調査結果の報告（香川県生活衛生課から北九州市保健福祉局生活衛生課あての調査結果の報告）に関するもの

- ・ 違反（疑い）食品等の発見に係る調査結果について（回答）（北九州市保健福祉局生活衛生課から北九州市保健所西部生活衛生課あて

のかがみ文)

- ・ 違反（疑い）食品等の調査結果についてと題する送付書
- ・ 違反（疑い）食品等の調査結果について（回答）と題する回答書
- ・ 違反（疑い）食品等報告書、軟X線装置の写真及び異物除去結果の写真
- ・ 報告書
- ・ 軟X線検知チェックシート
- ・ 依頼試験等成績書

エ 調査結果の報告（北九州市保健福祉局生活衛生課から北九州市保健所西部生活衛生課あての調査結果の報告）に関するもの

- ・ 違反（疑い）食品等の発見に係る調査結果について（回答）と題する送付書
- ・ 違反（疑い）食品等の調査結果についてと題する送付書
- ・ 違反（疑い）食品等の調査結果について（回答）と題する回答書
- ・ 違反（疑い）食品等報告書、軟X線装置の写真及び異物除去結果の写真
- ・ 報告書
- ・ 軟X線検知チェックシート
- ・ 依頼試験等成績書

オ 調査結果の報告（北九州市保健所西部生活衛生課から届出者あての調査結果の報告）に関するもの

- ・ ○○○○○○に混入していた異物について（報告）と題する報告書
- ・ 報告書

(3) 本件行政文書において不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）は、次のとおりである。

ア 条例第7条第1号該当

「違反食品等の発見について」と題する報告書中、届出者自宅の住所・氏名

「譲渡書」中、住所、氏名、携帯電話番号

「届出者作成文書」中、住所、氏名、電話番号、携帯電話番号

「軟X線検知チェックシート」中、担当者及び記録者の氏名

「依頼試験等成績書」中、申請者の氏名  
「違反（疑い）食品等の発見に係る調査結果について（回答）」と題する送付書中、報告先氏名  
「〇〇〇〇〇〇に混入していた異物について（報告）と題する報告書」中、宛名氏名  
「報告書」中、交付先氏名

イ 条例第7条第2号該当

「違反（疑い）食品等報告書、軟X線装置の写真及び異物除去結果の写真」中、製造工程及び異物除去の方法に関する記載の全部、軟X線装置の写真及び異物除去結果の写真の全部  
「報告書」中、法人の印影、製造工程及び異物除去の方法に関する記載の全部

ウ 不存在

開示請求に係る行政文書のうち、「通常、文書で回答しない、口頭による答えをしていますと言われたが、文書で回答できない根拠は何か。それがわかる一切の文書資料」については、作成も取得もしておらず保有していない。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件不開示情報が、条例第7条第1号又は第2号に該当するか否か、また不存在のため不開示とした処分は妥当であるか否かに要約される。

3 条例第7条第1号該当性についての判断

(1) 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが  
予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが  
必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がそ  
の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務  
員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの  
部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害する  
おそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつ  
ても開示しなければならないと規定している。

## （２） 条例第 7 条第 1 号該当性

実施機関は、次の項目について、いずれも個人に関する情報であつて、  
特定の個人を識別することができるものであるため、第 7 条第 1 号に該  
当し、不開示としている（以下、これら情報をあわせて「本件不開示情  
報 1」という。）。

「違反食品等の発見について」と題する報告書中、届出者自宅の住所・  
氏名

「譲渡書」中、住所、氏名、携帯電話番号

「届出者作成文書」中、住所、氏名、電話番号、携帯電話番号

「軟 X 線検知チェックシート」中、担当者及び記録者の氏名

「依頼試験等成績書」中、申請者の氏名

「違反（疑い）食品等の発見に係る調査結果について（回答）」と題す  
る送付書中、報告先氏名

「〇〇〇〇〇〇に混入していた異物について（報告）と題する報告書」  
中、宛名氏名

「報告書」中、交付先氏名

当審査会が、本件行政文書を見分したところ、当該文書には個人の住  
所、氏名、電話番号等が記載されていた。これらの情報は、特定の個人  
を識別することができる情報と認められる。

したがって、本件不開示情報 1 は、本号本文に該当する。また、本件



不開示情報1は、その内容及び性質から明らかに本号ただし書ア、イ及びウにはいずれも該当しない。

#### 4 条例第7条第2号該当性についての判断

##### (1) 条例第7条第2号の構造

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、不開示情報から除かれるものについて、同号ただし書で「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

##### (2) 条例第7条第2号該当性

実施機関は、次の項目について、法人の印影は、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、また、その他の項目については、法人の技術上のノウハウに関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、いずれも第7条第2号に該当し、不開示としている（以下、これら情報をあわせて「本件不開示情報2」という。）。

「違反（疑い）食品等報告書、軟X線装置の写真及び異物除去結果の写真」中、製造工程及び異物除去の方法に関する記載の全部、軟X線装置の写真及び異物除去結果の写真的全部

「報告書」中、法人の印影、製造工程及び異物除去の方法に関する記載の全部

当審査会が、本件行政文書を見分したところ、当該文書には、法人の印影のほか、製造工程や原材料の配合の内容に関することを始め、異物除去の軟X線装置の写真や、異物除去結果の写真が記録されていた。これらのうち、法人の印影については、当該法人が取引に用いる印の印影であり、これを公にすることにより、事業活動における権利その他正当な利益を害

するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とすべき情報であると認められる。

次に、製造工程や原材料の配合の内容に関する事、異物除去の軟X線装置の写真、異物除去の写真の各不開示情報について検討する。これらは、いずれも食品の製造ラインに関する情報である。

ここで、「違反（疑い）食品等報告書」及び「報告書」の中に、異物除去の方法について具体的な説明が記載されている部分があるが、その記載内容を見ると、異物除去の方法について3つの項目に分かれており、それぞれの項目に続きその具体的な作業内容を記載するという方法で、箇条書きにより列記されている。このうち、具体的な作業の内容ではない「項目自体」については、単にそれだけでは法人の技術上のノウハウに関する情報とまではいえないと考えられる。

よって、本件不開示情報2のうち、前記「違反（疑い）食品等報告書」及び「報告書」において、条例第7条第2号に該当するとした情報のうち、異物除去の方法として記載されている具体的な作業の内容を除いた3つの項目自体については、開示するのが妥当である。

しかし、製造工程や原材料の配合の内容に関する事、異物除去の軟X線装置の写真、異物除去の写真の各不開示情報のうち、「違反（疑い）食品等報告書」及び「報告書」中の3つの項目自体以外の情報については、食品を製造する同業者等にとっても相当の価値を有するものと推測され、通常、食品の製造業者にとっては、同業者等には知られたくない法人の技術上のノウハウに関する情報であるといえる。また、これらの不開示情報は、その内容及び性質から明らかに本号ただし書には該当しない。

したがって、事業活動における権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とすべき情報であると認められる。

以上のおりであるから、本件不開示情報2のうち、前記「違反（疑い）食品等報告書」及び「報告書」において、異物除去の方法として記載されている具体的な作業の内容を除いた3つの項目自体は、本号本文に該当せず、その余は該当する。

## 5 文書不存在についての判断

異議申立人が開示請求し、文書不存在のため不開示とされた文書は、次のとおりである。

「通常、文書で回答しない、口頭による答えをしていますと言われたが、文書で回答できない根拠は何か。それがわかる一切の文書資料。」

これについて、実施機関は、開示請求に係る行政文書については、作成も取得もしておらず保有していないとしている。

異議申立人の主張によると、実施機関から説明を受ける際に、「言った。言わなかった。」とか、「聞いた。聞かなかった。」等のトラブルを避けるために、また本件の重大性に鑑み、文書での回答を求めている。

このことについて、当審査会としては、「文書で回答できない根拠がわかる文書資料」は、保有しておらず不存在であるとする実施機関の主張については、当該主張をもって不合理とする根拠はなく、他に当該文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められないため、実施機関のいうように該当文書は不存在であると認めざるを得ず、したがって、不存在を理由に不開示とするのは妥当である。

なお、異議申立人は実施機関に対し、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述等において、提供した全ての情報を正確に相手方（製造業者）に伝え、十分な調査をさせた上で情報開示をさせるべきであること、届出者の健康までも考慮した業務を遂行するべきであることなどという趣旨の自らの考えを述べている。

しかし、これらは、実施機関の業務遂行のあり方そのものに対する異議申立人の意見であって、当審査会がこの点について見解を述べることは、実施機関の諮問に応じて、開示又は不開示の妥当性を判断し、あるいは情報公開制度の運営に関する重要な事項について審議等を行うという審査会の役割を超えることになるため、当審査会としては言及することは控える。

## 6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会 長 中 野 敬 一  
会長職務代理者 高 木 康 衣

委員 五十嵐 享平  
委員 田村 奈々子  
委員 中谷 淳子

別表

文書名	開示すべき部分
違反（疑い）食品等報告書	「調査結果及び指導内容」の項中、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 1 行目行頭から 1 2 文字目まで</li> <li>・ 1 3 行目行頭から 7 文字目まで</li> <li>・ 1 7 行目行頭から 7 文字目まで</li> </ul>
報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ目 2 9 行目行頭から 1 2 文字目まで</li> <li>・ 1 ページ目 3 0 行目行頭から 7 文字目まで</li> <li>・ 1 ページ目 3 1 行目行頭から 7 文字目まで</li> </ul>